

## 長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 長野県環境保全研究所研究管理要綱第8条及び9条に規定する、長野県環境保全研究所（以下「研究所」という。）が行う業務、調査研究が真に県民益となるよう、中長期的な観点に基づき客観的かつ公正に判断するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 委員会の委員は次に掲げる者の中から、7名以内の範囲で研究所長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 環境保全、自然保護、保健衛生に関する団体関係者等
  - (3) その他研究所長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長をおき、委員長は委員会を統括する。
  - 3 委員長は委員の互選により選出する。
  - 4 委員会には、必要により部会を設置することができる。
  - 5 委員会は、研究所内に事務局を置く。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは補充することができる。なお、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第4条 委員会の開催は原則として年に1回とし、研究所長の依頼を受け委員長が招集する。

### (実施方法)

第5条 委員会の実施方法は別に定める「長野県環境保全研究所外部評価委員会実施要領」によるものとする。

### (附 則)

この要綱は平成18年11月6日から施行する。

(平成23年3月30日一部改正)

(平成31年3月29日一部改正)